

# [会議録]

会議名称	令和3年度第1回市川市住居表示審議会	
議題等	(1) 会長及び副会長の互選 (2) 稲越ブロックにおける住居表示実施について(報告)	
開催日時	令和3年7月30日(金) 午後2時00分～午後2時35分	
開催場所	市川市役所第1庁舎 5階 第2委員会室 ※Web会議システムを利用したオンライン会議により開催した。	
出席者	委員	朽木量(会長)、石井有子(副会長)、阿多真人、菅原稔、渡辺史彦、佐怒賀毅、馬越陵一郎、岡崎匡人、伊藤謙一
	事務局	総務部：植草部長、福田次長 総務課：樋口課長、越堂副参事、田崎主幹、池田主任
	説明課及び職員	なし
傍聴	<input type="checkbox"/> 可 ( 人 ) / <input checked="" type="checkbox"/> 不可	
会議概要 ※詳細別紙	会長及び副会長の互選の後、稲越ブロックにおける住居表示実施についての報告を行った。	
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議次第</li> <li>・会議資料1 稲越ブロックの町名及び町割について(答申)</li> <li>・会議資料2 町の区域及び名称の変更について</li> <li>・会議資料3 街区案内板等写真</li> <li>・会議資料4 住居表示とは?</li> <li>・会議資料5 街区符号の流れ</li> <li>・会議資料6 道路水路等が街区境界でない箇所</li> <li>・会議資料7 都市計画決定区域図(北千葉道路)</li> <li>・会議資料8 住居表示に伴う手続きのご案内</li> </ul>	
特記事項		

# [会議録]

別紙

令和3年度第1回市川市住居表示審議会

## 【事務局】

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。総務課長の樋口と申します。

本日の会議は皆様に市川市住居表示審議会委員として就任いただいて初めて開催される会議ですので、会長、副会長が選任されておられません。

そのため、会長が選任されるまでは私が進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、本日は初めての会議ですので、開会に先立ちまして、委員の皆様をご紹介させていただきます。委員名簿順にお名前をお呼びいたします。

朽木委員でございます。

石井委員でございます。

《通信環境不通により、中断。》

大変長らくお待たせいたしました。石井委員までご紹介させていただきましたので、つづきまして、阿多委員でございます。

菅原委員でございます。

渡辺委員でございます。

佐怒賀委員でございます。

馬越委員でございます。

岡崎委員でございます。

伊藤委員でございます。

前原委員は、本日は欠席でございます。

以上10名の皆様にご就任いただいておりますので、よろしくお願いいたします。

つづきまして、事務局職員をご紹介します。

総務部 部長の植草でございます。

総務部 次長の福田でございます。

通信設備の都合上、映像には映りませんが、

総務課 副参事の越堂、

住居表示グループ主幹の田崎、

主任の池田

が出席しております。よろしくお願いいたします。

事務局を代表しまして総務部長の植草からご挨拶をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

## [会 議 録]

【植草部長】

( 挨拶 )

【事務局】

ありがとうございました。植草部長、福田次長はこの後公務が入っておりますので、ここで退席させていただきます。

【植草部長・福田次長】

失礼いたします。よろしくお願いいたします。

【事務局】

つづきまして、本日使用する資料の確認をさせていただきます。

事前にお送りいたしました資料は、次第、報告資料 1～8 の 9 点でございます。資料の不足はございませんでしょうか。

つづきまして、会議に先立ち、事務局から何点か報告させていただきます。

まず、本市では、新型コロナウイルスの感染リスクを避ける観点から、附属機関等の会議は、原則として、Web 会議システムを利用して開催することとされました。

Web 会議システムを利用するかどうかは、附属機関等のご判断によることとなりますので、今回は委員の皆様のご了承をいただいたうえで、Web 会議システムを利用しての開催をさせていただきました。

本日は、朽木委員、石井委員、渡辺委員、佐怒賀委員には会場にお越しただいており、そのほかの委員の皆様には、Zoom を利用して事務所等からご出席いただいております。

Zoom を利用してのご出席も、会議の開催要件及び議決要件に定める出席に含めるものといたします。

なお、会議中に、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声は即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときは当該出席に含めて扱うものといたしますが、音声を送受信できなくなった場合には、その委員は、音声を送受信できなくなった時刻から退席したものとみなします。

次に、本日の定足数についてです。本日は千葉地方法務局市川支局支局長の前原委員が欠席となっておりますが、9名の委員にご出席いただいております、過半数の委員が出席しておりますので、市川市住居表示審議会条例第6条第2項に定める定足数に達しており、本会は有効に成立しております。

また、会議の傍聴につきましても新型コロナウイルスの感染リスクを避ける観点から、本市では市民等の傍聴は中止としておりますので、傍聴者はございません。

最後になりますが、会議録作成のため録音させていただき、会議録は公開することとなりますので、ご了承のほどお願いいたします。

それでは議事に移らせていただきます。「会長及び副会長の互選」についてですが、「市川市住

## [会 議 録]

居表示審議会条例」第5条第1項及び第2項により、会長及び副会長各1名を委員の中から互選することとなっております。

はじめに、会長の選出について、皆様でご協議をお願いいたします。

【阿多委員】

よろしいですか。

【事務局】

阿多委員。お願いします。

【阿多委員】

当審議会の審議内容は、同一案件であり、継続しています。そういったなかで、何故、会長、副会長の改選の必要があるのかというと、これは任期の問題でしょうか。

【事務局】

はい。任期の関係でございます。

【阿多委員】

それだけの理由であれば、何も継続する審議内容であるため、会長を変える必要はないというのが、私の意見です。

【菅原委員】

それでよろしいと思います。

【事務局】

ただいま、会長は「朽木委員」とのご推薦がありましたが、皆様いかがでしょうか。

( 委員全員 了承 )

ありがとうございます。皆様ご異議なしとのことで、会長を「朽木委員」にお願いしたいと思います。それでは、ただいま席札を交換いたしますので、少々お待ちください。

( 席札交換 )

それでは朽木委員、おそれ入りますが、一言ご挨拶をいただけますでしょうか。

【朽木委員】

( 挨拶 )

## [会 議 録]

### 【事務局】

ありがとうございました。

それでは、この後の会議の進行につきましては、市川市住居表示審議会条例第6条第1項に基づき、「朽木会長」にお願いしたいと思います。

### 【議長:朽木会長】

では、つづきまして「副会長互選」について議題としたいと思います。  
どなたかご推薦等ございますでしょうか。

### 【菅原委員】

はい。

### 【議長:朽木会長】

菅原委員、お願いします。

### 【菅原委員】

法律的な専門知識を豊富に持ってらっしゃる、司法書士の石井さんを推薦させていただきたいと思います。

### 【議長:朽木会長】

ただいま、菅原委員から副会長は「石井委員」をとのご推薦がありましたが、皆様いかがでしょうか。

( 委員全員 了承 )

異議なしとのお声が多数かと思えます。  
石井委員、お引き受けいただけますでしょうか。

### 【石井委員】

はい。

### 【議長:朽木会長】

ありがとうございます。それでは、副会長を「石井委員」にお願いしたいと思います。  
先程と同様、ただいま事務局にて席札を交換いたしますので、少々お待ちください。

( 席札交換 )

石井委員、おそれ入りますが、一言ご挨拶をいただけますでしょうか。

## [会 議 録]

【石井委員】

( 挨 拶 )

【議長:朽木会長】

ありがとうございます。

それでは、「稲越ブロックにおける住居表示の実施について」の報告に入りたいと思います。事務局に伺います。本案件に非公開情報は含まれているのでしょうか。

【事務局】

非公開情報はございません。

【議長:朽木会長】

ありがとうございます。非公開情報はないとのことですので、会議録等を公開することとしてよろしいでしょうか。

異議がある場合は、挙手をお願いします。

(委員一同 異議なし)

【議長:朽木会長】

挙手なしとのことで、お認めいただいたものとして進めさせていただきます。

それでは、会議録等を公開することといたします。本日は傍聴者はいないとのことですので、このまま会議を進めます。

はじめに、「稲越ブロックにおける住居表示実施事業」について事務局より報告をお願いします。

【事務局】

それでは、事務局より報告いたします。

総務課住居表示グループの田崎と申します。私からは令和3年2月1日に施行されました、稲越ブロックの住居表示実施について、ご報告いたします。

1番目に、住居表示実施に至った流れについて、ご説明いたします。

資料の1をご覧ください。

前回、令和元年7月30日の審議会にて、答申いただきました、「稲越ブロックの町名及び町割について」を基に、町名を「稲越(いなごし)一丁目」「稲越二丁目」「稲越三丁目」とする議案を令和元年12月市川市議会定例会に提出し、議決されました。これを受け、令和2年1月7日に地方自治法第260条第2項に基づく告示を行いました。告示につきましては、資料2のとおりとなっております。

令和2年度に入りまして、委託業務にて住居表示実施に際しての基本情報となる世帯調査を行

## [会 議 録]

いました。その結果を基に街区及び住居番号の検討を行い、決定した新しい住所を令和 2 年 12 月に住民へ通知し、令和 3 年 2 月 1 日の施行日を迎えました。

次に、資料の 3 をご覧ください。

新しい住所について、現地での案内の一助となるよう、実施区域内の公園及び道路 3 箇所には街区案内板を設置、また、次ページ上にございます、街区表示板と呼ばれる、電柱に取り付けるアルミのプレートを設置しました。各建物の所有者様宛てには町名表示板及び住居番号表示板を配布し、玄関先などに設置していただいております。

2 番目に入ります。住居表示の付け方について、ご説明いたします。

資料の 4 をご覧ください。

住居表示は、稲越一丁目といった「町名」、何番の部分である「街区符号」、何号の部分である「住居番号」から構成され、各建物に 1 つの番号が設定されます。

資料の 5 をご覧ください。

稲越ブロックにおける、何番の部分に当たる、「街区符号」の付け方についてご説明いたします。街区符号は「市川市住居表示整備実施基準」(以降、整備基準とさせていただきます。)により市役所に近い街区を起点とすることされております。稲越ブロックから見ると、市役所はほぼ真南に位置しており、図の丸のとおり、一丁目～三丁目のそれぞれ南側に存在する街区を起点とする 1 番として一筆書きになるように付番いたしました。

また、それぞれの街区の割り方については、整備基準により、道路河川等の恒久的な施設によって区画するとされておりますが、稲越ブロックは区画整理された土地ではないため、道路だけで区分すると広大な街区となってしまう箇所がございましたので、一部は土地の境界をもって街区を分けている箇所がございます。ご覧いただきます資料としましては、資料の 6 となっております。

その他、街区の割り方について注意した点がございました。資料の 7 をご覧ください。

稲越ブロックの北側を、既に開通している外環道路から繋がる北千葉道路の計画がございましたので、街区割りに際してはこの計画に配慮したものとしております。具体的には、稲越何丁目何番という街区が、北千葉道路開通により両側に分断されると、住所として非常に分かりづらくなってしまいうため、開通後も街区が分割されることを避けるように配慮いたしました。

つづいて、何号の部分にあたる、「住居番号」の付け方についてご説明いたします。

稲越ブロックにおける取組みとして、住居表示実施時点においては、住居番号の重複がないように設定いたしました。

現在、このコロナ禍も影響して、ネット通販やデリバリーサービスを利用する方が以前より増えております。重複のない住所とすることで誤配送のリスクを減らせるものと期待しております。

ただし、今後、例えば、広い敷地の中に小面積の分譲住宅が複数棟建築される場合等、どうしても重複番号を用いなくてはならないケースも発生してまいります。先ほど申し上げたとおり、あくまで住居表示実施時点での話であり、時間の経過とともに変化していつてしまう部分であることを申し添えておきます。

3 番目として、住居表示実施に対し寄せられたご意見についてご説明いたします。

## [会 議 録]

頂いたご意見のなかで多かったのは、住居表示が施行されることによる、住所変更の手続が煩わしいといった内容です。

市といたしましては、市から東京電力さんNTTさん等のインフラ系の企業様等に対し、稲越ブロック全体の住所変更を依頼することで、住民への負担を減らすよう努めましたが、運転免許証やマイナンバーカードなどの各人がお持ちになっているもの等は、手続を省略することが出来ないものもございましたので、住所変更の手続をまとめたパンフレットを配布した上で、相談があった際には案件ごとに説明を重ねて参りました。

事前に配布させていただきました、資料の 8 は、実際に住民の方にお配りしたものと同じものになります。

最後に、昨年度住居表示整備事業を進めるに当たって実施した新型コロナウイルス感染症対策についてご報告いたします。

居住者の実態を調査する世帯調査については、平常時であれば調査員が訪問し、聞き取りをして進めますが、調査票を投函し、返信用封筒にて郵送していただく形式に変更しました。

また、新しい住所が決まった通知書等の配布の際も、平常時は対面でお渡しするところですが、呼び鈴を押しした上でポストに投函させていただく旨をお伝えする形をとり、対面接触を避ける対策を行いました。

現地に赴く調査員につきましても、検温・手指消毒を徹底した上で現地調査を行いました。

以上で、事務局より稲越ブロックの住居表示実施についての報告を終わります。

【議長：朽木会長】

ありがとうございます。

ただいまの報告事項につきまして、ご質問のある方は挙手をお願いします。

【議長：朽木会長】

皆様よろしいでしょうか。

ご質問、ご意見等他になければ、質疑を終えたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員一同異議なし)

【議長：朽木会長】

それでは、本日の議事を終了したいと思います。委員の皆様よろしいでしょうか。

異議がある場合は、挙手をお願いします。

(委員一同異議なし)

【議長：朽木会長】

ご異議がありませんので、本日の議事は全て終了しました。

最後に、事務局より連絡事項があればお願いします。



## [会 議 録]

### 【事務局】

次回審議会の開催につきましては、現在のところ、議題が特にありませんので、未定となっております。

会議を開催する必要が生じましたら、メール等にて日程調整をさせていただきたいと思っております。

なお、皆様の市川市住居表示審議会委員としての任期は令和3年10月31日をもって満了いたします。任期満了前に次期の委嘱に係るご案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、後日、本日の会議録のご確認のお願いをさせていただきます。ご確認いただいた後、会議録を市のホームページにて公開する予定です。

連絡事項は、以上でございます。

### 【議長:朽木会長】

それでは、以上をもちまして、令和3年度第1回市川市住居表示審議会を閉会いたします。  
お疲れ様でした。

(閉 会)